

平成27年度

第2回 名寄市国民健康保険運営協議会議案

日 時 平成28年3月1日(火)
午後6時30分～
場 所 駅前交流プラザよろーな
会議室2

会 議 次 第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 諮問「国民健康保険税 基礎(医療) 課税、後期高齢者支援金の課税限度額の改正」について
5. 議事録署名委員の指名について
6. 報告案件
 - (1) 平成27年度国民健康保険特別会計決算(見込み)について
 - (2) 平成28年度国民健康保険特別会計当初予算(案)について
 - (3) 平成28年度国民健康保険制度改正について
 - (4) 国保の都道府県化について
 - (5) 医療費適正化事業について
7. 審議案件
 - 諮問第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正について
8. その他
9. 閉 会

(1) 平成27年度 国民健康保険特別会計決算(見込み)

単位：千円

款		H27決算 見込額 A	H26決算額 B	前年比 C =A-B	備考
歳入	①国民健康保険税	603,590	617,649	-14,059	被保険者数の減少(約△200人) 徴収率見込み97%
	②国庫支出金	708,427	766,119	-57,692	療養給付費等負担金(医療費の 32%)の減。H26年度は前年度に比 較し約8,500万円支出が多かった。
	③療養給付費等交付金	151,864	193,559	-41,695	退職被保険者制度の新規該当廃止(平 成27年4月～)
	④前期高齢者交付金	958,428	957,439	989	
	⑤道支出金	181,361	173,007	8,354	
	⑥共同事業交付金	765,894	423,066	342,828	制度改正による増(保険財政安定化 事業交付金において全てのレセプト が対象となる)
	⑦財産収入	16	17	-1	
	⑧繰入金	242,792	208,286	34,506	保険者支援制度の拡充(軽減率の引 上げ、枠の拡大による増)
	⑨繰越金	59,842	118,830	-58,988	前年度繰越金の減
	⑩諸収入	15,997	7,448	8,549	
	⑪連合会支出金	0	240	-240	
	⑫基金	33,230	0	33,230	H26年度は基金の繰入なし
歳入合計		3,721,441	3,465,660	255,781	伸び率 7.37%
歳出	①総務費	65,538	65,999	-461	
	②保険給付費	2,337,443	2,406,458	-69,015	昨年度と比較し医療費が減少 ※H26年度は前年より8,500万円程増 であった。
	③後期高齢者支援金等	349,977	354,844	-4,867	国の算定によるもの
	④前期高齢者納付金等	233	273	-40	
	⑤老人保健拠出金	16	16	0	
	⑥介護納付金	126,811	150,854	-24,043	
	⑦共同事業拠出金	764,698	336,368	428,330	制度改正による増(保険財政安定化 事業拠出金において全てのレセプト が対象となる)
	⑧保険事業費	30,067	30,054	13	各種健診等
	⑨積立金	17	17	0	
	⑩公債費	700	700	0	
	⑪諸支出金	42,526	60,234	-17,708	平成26年度の国庫支出金の返還分
歳出合計		3,718,026	3,405,817	312,209	伸び率 9.17%
収支差引額(繰越額)		3,415	59,843	-56,428	

※ 決算見込みは、平成28年2月2日付の数値を使用しています。

【歳入】・保険税は、被保険者の減少及び法定軽減制度の拡充により収納額減少

【歳出】・保険給付費は12月までの医療費をベースに試算したもの。今後の医療費の状況によっては変動あり。

・収支差額は黒字(341万5千円)だが、前年度繰越金5,984万円、基金3,323万円を除くと実質収支は約8,900万円の赤字となる。

(2) 平成28年度 国民健康保険特別会計予算(案)

単位：千円

款	H28予算額案 A	H27予算額 B	前年比 C =A-B	備 考	
入	①国民健康保険税	586,985	626,560	-39,575	収納率現年96%、滞納20%で試算 被保険者数の減少、農業所得良好だが他は増える見込みがない。
	②国庫支出金	718,413	754,772	-36,359	医療費の32%
	③療養給付費等交付金	123,288	201,986	-78,698	退職被保険者の減少
	④前期高齢者交付金	1,079,428	958,541	120,887	前期高齢者の増、療養給付費等交付金の減額分上乗せ
	⑤道支出金	192,400	189,966	2,434	保険者支援の増
	⑥共同事業交付金	768,455	783,602	-15,147	
	⑦財産収入	13	16	-3	
	⑧繰入金	241,166	216,741	24,425	保険者支援制度の拡充、保険者努力支援に対する交付金前倒し
	⑨繰越金	1	1	0	
	⑩諸収入	2,953	2,953	0	
	⑪連合会支出金	1	1	0	
	⑫基金	35,820	33,230	2,590	
歳入合計	3,748,923	3,768,369	-19,446		
出	①総務費	66,165	73,001	-6,836	
	②保険給付費	2,351,396	2,366,764	-15,368	
	③後期高齢者支援金等	323,877	349,401	-25,524	
	④前期高齢者納付金等	156	180	-24	
	⑤老人保健拠出金	70	120	-50	
	⑥介護納付金	119,382	127,116	-7,734	
	⑦共同事業拠出金	805,834	775,481	30,353	
	⑧保険事業費	40,596	40,007	589	
	⑨積立金	14	17	-3	
	⑩公債費	700	700	0	
	⑪諸支出金	10,733	5,582	5,151	
	⑫予備費	30,000	30,000	0	
	歳出合計	3,748,923	3,768,369	-19,446	
収支差引額(繰越額)	0	0	0		

◆ 名寄市国保の概要

区 分	平成28年1月末	平成27年4月	伸び率
世帯数	3,811世帯	4,053世帯	▲5.97%
被保険者数	6,196人	6,691人	▲7.40%
内訳(一般)	5,946人	6,345人	▲6.29%
(退職)	250人	346人	▲27.75%
前期高齢者(再掲)	2,963人	3,038人	▲2.47%

(3)

保険制度改正

1. 国保税の賦課限度額見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し（平成 28 年 4 月施行）

【改正の趣旨】

昨年度に引き続き「平成 28 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるとともに国民健康保険税の軽減措置について 5 割、2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされ、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部を改正されました。（改正政令は平成 28 年 4 月 1 日から施行）

※名寄市国民健康保険税条例の改正について
平成 28 年 4 月 1 日施行予定。

【改正の概要】

- I 国民健康保険料の賦課限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ見直しを行う。

※国民健康保険税についても平成 28 年度税制改正において同様の改正を予定。

【改正の内容】

I 賦課限度額の見直し	【現行】	【改正後】
基礎賦課額	5 2 万円	⇒ 5 4 万円 (+ 2 万円)
後期高齢者支援金等賦課額	1 7 万円	⇒ 1 9 万円 (+ 2 万円)
介護納付金賦課額	1 6 万円	⇒ 1 6 万円 (同額)
計	8 5 万円	⇒ 8 9 万円 (+ 4 万円)

II 軽減判定所得

【現行】

7割軽減基準額 = 基礎控除額 33万円

5割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **26万円** × (被保険者数)

2割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **47万円** × (被保険者数)

【改正後】

7割軽減基準額 = 基礎控除額 33万円

5割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **26.5万円** × (被保険者数)

2割軽減基準額 = 基礎控除(33万円) + **48万円** × (被保険者数)

平成28年度改正による 軽減拡大世帯・被保数及び金額概要

		新規2割軽減	新規5割軽減	拡大額計
医療分/支援分	世帯数	17世帯	11世帯	
	被保数	31人	20人	
	拡大額	275,400円	253,800円	529,200円
介護分	世帯数	7世帯	7世帯	
	被保数	10人	10人	
	拡大額	31,200円	46,800円	78,000円
				607,200円

(4) 国保の都道府県化（平成 30 年度～）

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

◆市町村の主な役割

- ・納付金を都道府県に納付（納付金の額、標準保険料率が北海道から示される。）
- ・資格管理（被保険者証の発行など）
- ・保険料の決定、賦課・徴収（標準保険料率を参考に保険料率を決定）
- ・保健事業の実施

◆期待される効果

- ・高額医療費の発生などの多様なリスクを都道府県全体で分散
- ・市町村の予期せぬ給付増や収納不足に対しては、都道府県が運営する財政安定化基金から貸付、交付
- ・市町村事務の効率化、標準化
- ・市町村の実質赤字の解消や保険料の伸び幅の抑制が期待される。

◆財政支援について

- ・平成 27 年度から**保険者支援制度の拡充**（低所得者対策）→ 約 1,700 億円（平成 27 年度決算 名寄市で 26,687 千円の増）
- ・平成 30 年度から**保険者努力支援制度創設**（特定健診・保健指導の実施状況、後発医薬品の使用割合、収納率向上の取組みなど）

→ 700～800 億円

平成 28 年度から保険者努力支援制度の趣旨を踏まえて、特別調整交付金の中で前倒し実施する予定。
※各評価項目の指標等については未定（平成 28 年 3 月までには示される予定）

◆納付金について（案）

市町村ごとに以下の項目を反映させる。

- ・ **医療費水準** （年齢構成の差異を調整し、直近3ヶ年分の平均値を用いたもの）
- ・ **所得水準** （負担能力に応じた負担とする）

◎市町村の所得水準が同じ場合

年齢構成の差異を調整後、医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなる。

◎年齢調整後の医療費水準が同じ場合

市町村の所得水準が高いほど納付金が大きくなる。

◎保険料激変緩和のための調整

自治体により上昇が生じる可能性があるが、その場合は激変緩和措置を行う。

平成30年度から3,400億円の財政支援の拡充により、国保全体としては保険料の伸びは抑制されることとなる。

一般会計からの繰入れにより保険料を抑えている市町村については、繰入を実施していない市町村との公平性の観点から激変緩和措置の対象としない。

(5) 医療費適正化事業

★後発医薬品の利用促進事業

◎後発医薬品差額通知の実施

実施内容

①概要

送付時期 平成27年8月(5月調剤分)、28年2月(11月調剤分)
送付人数 各回 約800名
ジェネリック希望シール同封

②作成条件

- ・1 被保険者あたり差額が100円以上
- ・投薬期間が14日以上
- ・20歳以上の被保険者
- ・一部医薬品は除外(抗てんかん剤、精神神経用剤、抗腫瘍性抗生物質など)

③8月差額通知により後発医薬品に切り替えをした被保険者及び削減効果

- ・切り替えをした被保険者 約100名
- ・削減効果 保険者 575,082円 被保険者 192,170円

◎ジェネリック希望シールの全件配布

9月の保険証一斉更新時に全世帯へ希望シールを同封

◎窓口での差額通知の交付と切り替え推奨

高額療養費申請の手続きの際、差額通知対象者には窓口での説明・切替勧奨を行う(12月実施)

◎後発医薬品の利用率(平成27年3月～11月 調剤分)

調剤年月	後発医薬品利用率 (数量ベース)
平成27年3月	58.4%
4月	57.6%
5月	59.5%
6月	57.3%
7月	57.9%
8月	61.4%
9月	59.3%
10月	59.8%
11月	63.3%

※後発医薬品利用率 = 後発医薬品数 / (代替可能先発医薬品数 + 後発医薬品数)

諮問事項

国民健康保険税 限度額改正について

基礎賦課分・後期高齢者支援金分

賦課限度額の改定に伴う影響

①平成 28 年度保険税

	保険税（平成 28 年度）				
	均等割	平等割	所得割	資産割	限度額(医療)
基礎賦課分	21,000 円	18,000 円	7.4%	20.0%	540,000 円
後期高齢者支援分	10,000 円	8,000 円	3.0%	9.0%	190,000 円
介護分	10,000 円	8,000 円	2.4%	4.0%	160,000 円
				計	890,000 円

②限度額の推移

年 度	基礎賦課額		後期高齢者		介護納付金		合 計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
20 年度	4 7万円		1 2万円		9万円		6 8万円	
21 年度	4 7万円		1 2万円		1 0万円	+ 1万円	6 9万円	+ 1万円
22 年度	5 0万円	+3万円	1 3万円	+ 1万円	1 0万円		7 3万円	+ 4万円
23 年度	5 1万円	+1万円	1 4万円	+ 1万円	1 2万円	+ 2万円	7 7万円	+ 4万円
24 年度	5 1万円	—	1 4万円	—	1 2万円	—	7 7万円	—
25 年度	5 1万円	—	1 4万円	—	1 2万円	—	7 7万円	—
26 年度	5 1万円	—	1 6万円	+ 2万円	1 4万円	+ 2万円	8 1万円	+ 4万円
27 年度	5 2万円	+1万円	1 7万円	+ 1万円	1 6万円	+ 2万円	8 5万円	+ 4万円
28 年度	5 4万円	+ 2万円	1 9万円	+ 2万円	1 6万円		8 9万円	+ 4万円

③ 限度額超過世帯の推移

<基礎賦課分>

年度	限度超過				賦課限度額
	世帯数	被保者数	世帯割合	超過金額	
24年度	134	472	2.99%	40,813,005円	510,000円
25年度	110	398	2.49%	26,034,873円	510,000円
26年度	115	395	2.63%	30,057,762円	510,000円
27年度	132	455	3.14%	36,996,672円	520,000円
28年度	117	408	3.07%	36,355,257円	540,000円
28年度超過内訳	超過額2万円以上 117世帯 超過額2万円未満 5世帯 限度額引上げによる歳入増額 234万円				

<後期高齢者支援分>

年度	限度超過				賦課限度額
	世帯数	被保者数	世帯割合	超過金額	
24年度	259	834	5.78%	27,814,975円	140,000円
25年度	267	878	6.05%	23,709,461円	140,000円
26年度	192	631	4.39%	20,017,235円	160,000円
27年度	205	674	4.87%	22,852,165円	170,000円
28年度	151	511	3.96%	20,572,311円	190,000円
28年度超過内訳	超過額2万円以上 151世帯 超過額2万円未満 32世帯 限度額引上げによる歳入増額 302万円				

モデルケースによる限度額となる所得の例（所得は世帯主のみとしました。）

○加入者2人（固定資産額 5万円、介護保険該当者 2人）の場合（網掛けは限度額に到達）

所得	医療分税額	後期分税額	介護分税額	合計税額
668万2,000円	54万円	19万円	16万円	89万円
574万7,000円	47万800円	19万円	16万円	82万800円
558万円	45万8,500円	19万円	15万6,000円	80万4,500円

※介護保険分は、該当者のみのため2人分の所得割、資産割、均等割、平等割の合算

○加入者3人（固定資産額 5万円、介護保険該当者 2人）の場合（網掛けは限度額に到達）

所得	医療分税額	後期分税額	介護分税額	合計税額
639万8,000円	54万円	19万円	16万円	89万円
574万7,000円	49万1,800円	19万円	16万円	84万1,800円
524万7,000円	45万4,800円	19万円	14万8,000円	79万2,800円

※介護保険分は、該当者のみのため2人分の所得割、資産割、均等割、平等割の合算

○加入者4人（固定資産額 5万円、介護保険該当者 2人）の場合（網掛けは限度額に到達）

所得	医療分税額	後期分税額	介護分税額	合計税額
611万4,000円	54万円	19万円	16万円	89万円
574万7,000円	51万2,800円	19万円	16万円	86万2,800円
491万4,000円	45万1,200円	19万円	14万円	78万1,200円

※介護保険分は、該当者のみのため2人分の所得割、資産割、均等割、平等割の合算